

はじめに

近年の交通事故の特徴の一つに、夜間における高齢者の歩行中の死亡事故の増加が挙げられる。一方、高齢者や身体障害者などが自立した日常生活を営むことができる社会基盤整備を図るために平成12年5月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という）が公布された。こうしたなか、国土交通省ではすべての人に使いやすいユニバーサルデザインの考え方に配慮し、歩行空間における道路構造や道路施設のバリアフリー化を進めるためのガイドラインを作成し、これを参考に道路整備を進めるものとしている。

夜間における交通安全施設のひとつである照明施設についても、今後高齢者や身体障害者等の様々な身体特性を持つ道路利用者を考慮した設計・設置が求められるが、現在のところ道路管理者が参考にすべき、歩行者用照明の明確な技術基準がない。

そこで本研究では、夜間における歩行者の交通安全の確保という観点から歩行者用照明に着目し、歩行者照明用の基準作成に資する照度区分について調査研究を行った。具体的な内容としては照度区分を検討する上で必要な照明要件を抽出するために国内外の基準・規格類の調査を行うとともに、道路管理者や照明メーカーおよび身体障害者へアンケート調査を実施した。さらに、夜間において安全に歩行するために必要な照度を視認性評価実験によって確認し照度区分を作成した。

本報告書は、平成13年度から平成14年度の2ヵ年に渡って実施した歩行者用照明に関する調査研究結果をとりまとめたものである。